

極秘通信

知る権利・プライバシーを守るために

2013/9/1 第5号

秘密保全法に反対する愛知の会

【連絡先】 弁護士法人名古屋南部法律事務所

TEL 052-682-3211 FAX 052-681-5471

【ブログ】 <http://nohimityu.exblog.jp>

【twitter】 https://twitter.com/himitsu_control

おびやかされる民主主義—「秘密保全法」成立後の社会

8月17日に開催した講演会「おびやかされる民主主義—『秘密保全法』成立後の社会」は、短期間の宣伝にもかかわらず、110名もの参加で大盛況でした。IWJ AICHIさんによるネット中継でも、延べ356名にご試聴いただけたとのこと。新聞記者の方々も取材に来られていました。ご参加くださったみなさま、ありがとうございました！会場から質問や意見がたくさん出され、秘密保全法に対する危機感・不安感をひしひしと実感する会でした。以下、本秀紀教授の講演記録です。



はじめに—参院選「自民圧勝」の実質と客観的情勢

自民党圧勝となった7月の参院選。本当に有権者は自民党の政策を選択したのだろうか？自民党の比例区での得票率は、34.7%（絶対得票率＝18.2%）にすぎない。政策への支持率をみても、参院選投票日直後の朝日世論調査によれば、原発再稼働に賛成33%、反対52%。消費税引上げに

賛成30%、反対58%。力を入れてほしい政策は「景気・雇用」が35%で、「改憲」は4%。国民の意識と国会の議席数には大きなズレがある。まして秘密保全法を考慮して投票した人がどれだけいたか。

それでも、国会の議席数において与党（自民+公明）は衆院325（67.7%）、参院135（55.8%）となっている。法案が国会に提出されればすぐにも成立してしまうという客観情勢は直視しなければならない。

1 「秘密保全法」制定に向けた経緯

2008年の自民党政権下で準備は始まった。民主党政権下では、2010年11月の尖閣中国漁船衝突映像「流出」を奇貨として一気に動き、「秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議」の報告書が2011年8月に公表された。これに対して各界各層から多くの反対意見が出され、2012年3月、当時の野田内閣は通常国会への法案提出を見送った。しかし安倍内閣は、発足直後から秘密保全法制への強い意欲をあからさまにし、すでに国会に出されている日本版NSC設置法案と合わせ、「特定秘密保全法案」の秋の臨時国会での成立を目指すとしている。

このように、政権政党が代わっても、秘密保全法制を作ろうとする動きは一貫している。その理由として3つの点が考えられる。① 国民に情報を知らせたくない、隠したい、という国家権力というもののもつ一般的な本質 ② 官僚主導の法制度であ

ること ③ 包括的な「秘密保全」を必要とする国づくりの進行。特に③は、改憲の動きとも連動する重要な側面だ。

2 憲法の考える国民主権（民主主義）のかたち

憲法の考える国民主権とは何だろうか？選挙で選ばれた代表者が「公約」に基づいて政治を行いさえすればいいというものなのか？ 前述のように国会の意識と国民の考えとはズレがある。だから、国会での議論への不断／普段の民意反映と代表者のコントロールによって、国民主権を実質化していかなければならない。

日本国憲法の定める国民主権（民主主義）とは、国民があらゆる情報にアクセス可能で、それを素材に自由な意見交換を行い、さまざまな問題について熟議を交わし、そこから生み出される民意に従って国政が運営されることだ。情報の公開と自由な言論活動、国民の間の自由な意見交換が何よりも重要だ。

憲法 21 条（表現の自由）が国民主権を支える。民意を反映させ、代表者をコントロールするためには、表現の自由は「優越的地位」を保ち、「萎縮効果」は排除されねばならない。表現の自由の現代的展開として「知る権利」が重視されるようになり、情報公開制度もできた。「秘密保全法」は、知る権利、情報公開と真っ向から対立する。

3 戦後日本における「秘密保護法制」のありゆき

米軍機密の探知・収集・漏えい等に対する処罰規定は 1950 年代に作られた（日米地位協定の実施に伴う刑事特別法、MDA 秘密保護法）。

その後「秘密」の範囲を格段に拡大するものとして、1985 年に「国家秘密法案」が議員立法で国会提出され（廃案）、翌年には「防衛秘密法案」が浮上した（国会提出断念）。防衛・外交に関わる

広範な事項を「国家秘密」とし、最高刑で死刑という厳罰を科し、偶然聞いた話を他人に漏らしただけでも重罰に処すというものであった。これらは国民の反対運動によって潰れた。

2001 年 11 月の自衛隊法改定で、「防衛秘密」を守る条項が設けられ、過失の漏えいも処罰対象となった。米軍機密以外の分野に対象を広げた初めての例であり、「蟻の一穴」だった。これが今回の「秘密保全法」にも繋がっている。

さらに、2007 年 8 月には日米軍事情報包括保護協定（GSOMIA）が結ばれ、米国と同等の秘密軍事情報の保護措置と秘密軍事情報取扱資格の実施が規定された。「秘密保全法」には GSOMIA に基づく国内法整備の側面もある。



4 「有識者会議報告書」の概要と問題点

いまだ法案の条文は明らかにされていないが、先に述べた「有識者会議報告書」が基本となるのは間違いない。「特別秘密」を指定し、漏洩に対する罰則とともに「人的管理」制度を創設するというものだ。

第一に「秘密」が広範・不明確で、内容と範囲を質的に広げてしまっている。①国の安全、②外交、③公共の安全及び秩序の維持を「特別秘密」の対象としている。③の名目で何でも「特別秘密」にしてしまえる。

一般人による「特定取得行為」（犯罪及び犯罪に至らないまでも社会通念上是認できない行為を手

段とする情報取得)も処罰対象とする。何が「特別秘密」かわからず、どんな手段が「特定取得行為」なのかも曖昧で、憲法 31 条の罪刑法定主義違反だ。取材活動・市民による行政監視活動に萎縮効果をもたらす、報道の自由・国民の知る権利を制限するものとなる。

第二の問題である「人的管理」制度の創設とは、「適性評価制度＝特別秘密を取扱う者から、秘密を漏洩する一般的リスクがあると認められる者をあらかじめ除外する仕組み」を設けるということだ。「報告書」に列挙されている調査事項には、個人のセンシティブ情報が多い。実はすでに、公務員の「身辺調査」が法的根拠も本人の同意もなく行われている。「秘密保全法」はそれに法的根拠を与えるだけでなく、公務員のみならず、民間、配偶者等も調査対象に含める。

第三に、情報公開制度・公益通報者保護制度が没却される。「秘密保全法」違反の裁判では、「特別秘密」の内容を明らかにできないことから裁判の公開原則(憲法 82 条)・公正な裁判を受ける権利(同 32 条)が侵害されていく可能性は高い。さらに国会両院の国政調査権(同 62 条)も制約されることになってしまうだろう。

5 なぜいま「秘密保全法案」なのか？

日米同盟の「深化」－日米の軍事的一体化の進展によって、日米軍事情報共有化が進む状況下で、米国からの軍事情報保護の強い要求がある。同時にグローバル経済競争が激しくなる中で、経済界からの情報保全の要求も強まっている。

「秘密保護」と「国民監視」は一体のものだ。これまで行われてきた公安調査庁、公安警察、陸自情報保全隊などによる監視に加え、「共通番号法」により、国家が国民の詳細な人物像を把握できる「国民総背番号制」を成立させた。国家権力による国民監視体制は強化されている。国民は国

家に管理・操作され、知人同士の間でもモノを言うのがはばかれる社会へと向かっていってしまう。

グローバル化の中で生き残るために、国民に国政の重要情報を知らせず、国民を管理する体制を築き上げねばならない、国民に情報を公開したのでは、批判が噴出して維持できない、「戦後レジームからの脱却」をしなければならない……。現政権の「秘密保全法」成立への意欲は、裏返せば、民主主義を圧殺することなしには生き残れない、維持できないという体制の危機の表れでもある。

おわりに——憲法のところをいかにして実現するか

改憲と「秘密保全法」はセットだ。日本国憲法の定める国民主権(民主主義)は、情報公開と自由な言論活動、国民の間の自由な意見交換を基としている。それを圧殺する動きに対抗するには、そのような「言論空間」の「文化」を私たち市民が築き上げていく必要がある。これまで、日本ではデモや集会に参加するのは「特別な人」であり、一部の人しか社会運動をしてこなかった。表現の自由を行使するのが一部の人に限られていれば、権力は簡単に圧殺してしまえる。静かにしていてもダメだ、声を上げることが大事だ。

8月14日放送のNHKスペシャル「従軍作家たちの戦争」の中で作家・浅田次郎氏は、戦前の雑誌や作家の国家による統制に言及し、こんなコメントをしている。「戦争というのは、必ずきっかけはそこから始まるんだ。正当な言論というのがだんだん弾圧されるところから……。それ以外戦争というものは始まりようがない。だから、どんなときでも表現の自由、言論・表現の自由ってのが保障されていなければならない。」

(文責：会員 近藤ゆり子)

6/2学習会

「それって『秘密』？ 情報公開は秘密保全法ができたらどうなる」



秘密保全法が秋の臨時国会に提出されようとしている。私たちは、情報公開を無にし、プライバシーを侵害する秘密保全法に反対しているが、そもそも情報公開はどのように重要で、具体的にどう効果があったのか。残念ながら、秘密保全法に反対している市民の中でも、実際に情報公開請求した経験のある人は少ない。情報公開請求を武器に国・地方自治体を追及してきた市民オンブズマンの経験を話すことで、少しでも情報公開の有効性を実感してもらおうと、私が講師となり、6月2日に標記学習会を開催し、50名の参加があった。

有権者にとって不可欠な情報公開

まず、2011年3月に発生した東京電力福島第1原発事故を例に挙げた。事故の詳細が隠されただけでなく、「もし事故が発生したらどうなるか」という事前の予測すら隠されていたことが、今回の惨劇を招いた。情報公開は転ばぬ先の杖として活用できる。これまで市民オンブズマンは、カラ出張・官官接待をはじめ、談合・政務調査費などを情報公開請求により追及してきた。

税金の無駄遣いだけでなく、各種まちづくりや福祉など、有権者として振る舞うためには、情報公開が必要不可欠である。

防衛・外交・警察情報の非公開による不正・違憲行為隠し

しかし、防衛・外交・警察情報は現在でも原則非公開である。それが警察裏金や外交機密費問題などの発生する原因である。

警察の裏金問題は、元警察官の内部告発やマスコミによる追及、市民オンブズマンの一斉情報公開請求などによりようやく明らかとなった。その結果、12億円余が返還されただけでなく、捜査費自体の支出も減っている。

また、自衛隊イラク派兵差止訴訟の原告の近藤ゆり子さんの経験によれば、自衛隊がイラクで運んでいる物資の情報公開請求をしたが、非開示であった。名古屋高裁で派兵違憲判決が出て自衛隊が撤収し、民主党政権になった後、ようやく文書が開示され、自衛隊が米軍武装兵士等の輸送という違憲行為を行っていたことが判明したという。

もっと多くの人が情報公開請求を！

本来はこれら防衛・外交・警察情報や原発情報等も公開すべき。しかし秘密保全法では逆に、非公開にする。そればかりか、情報を漏らすと厳罰、知ろうと働きかけると処罰されるおそれもあり、さらに国民の身辺調査も合法化されようとしている。秘密保全法ができたら、情報公開請求すること自体がスパイというようなイメージがつかない。また、情報公開自体も後退してしまう。秘密保全法に反対するためには、数多くの人が情報公開請求を実際に行うことが重要ではないか。

なお、配付資料は愛知の会ブログに載せた。

(<http://nohimityu.exblog.jp/20308478/>)

(全国市民オンブズマン連絡会議、NPO 法人情報公開市民センター事務局、会員 内田隆)

問われているのは私たちの覚悟だ～秘密保全法に反対するシンポジウム「公共の安全ってなんだ」の司会をして思ったこと。

6/30 愛知県弁護士会主催の秘密保全法シンポジウム開催

「重いシンポジウムでしたね」。シンポジウムに参加した知り合いの弁護士の感想は、当日の参加者すべてに共通するものだったと思う。調査報道にこだわり、調査報道の減少に民主主義の危機をみるジャーナリストの高田昌幸氏と警察国家、監視社会への流れに警鐘を鳴らし続ける元北海道警察釧路方面本部長の原田宏二氏。10年前には北海道警での組織的な裏金づくりの内部告発者と取材者でもあった二名の対談が、熱く、深いものとならないはずはない。そして、その対談は、まさに秘密保全法を阻止することへの本気度を私たち自身に問うものとなった。

対談は原田氏の、秘密保全法制は警備公安警察がその勢力を社会に伸ばすための手段として登場している、との報告から始まった。司会者である私は原田氏に、警備公安警察はどういう情報を保有しており、秘密保全法で何を守ろうとしているか、という問いを発してみた。これに対する原田氏の回答は「わからない」。本部長であった原田氏ですら、警備公安警察がいかなる情報を保有しているかを知ることができなかった、というのだ。個人情報コントロールできない状態で、人的管理の名の下に個人情報の収集を正当化し、情報を知ろうとする行為を罰しようとする法が制定されようとしているのである。

高田氏はメディアが政府の発表報道に重点を置いている状況では、秘密保全法は私たち自身を管理するものとして現れるのではないか、という視点がある映画を例に提起された。秘密保全法が制定されることによって、「国家の安全」や「国家の秘密」というキーワードが無批判に受け入れられる素地を国民の間につくる。世の中のいろいろな

ものをコントロールしようとする権力者は、「安全」や「秘密」をキーワードに人々を管理し、真実を知ろうとすることを人々にタブー視させるのだ、と。

そして、お二人の対談は北海道警の裏金の告発と報道の舞台裏にすすんでいく。権力は都合の悪い情報が出てくるとまず否定し、否定が崩れたら言い訳をする、言い訳をしながら犯人捜しをする—北海道警裏金事件の経過を例にした高田さんの説明だ。原田さんは告発をするときに危険を感じましたか？という私の問いに対して、「私は身柄はとられないと思った」—これに対して高田氏「それは原田さんが幹部だったからでしょう。」「秘密保全法が出てくれば、原田さんも危ない。」では、秘密保全法が出てからの社会はどうなるか。原田氏は、公共の安全を理由に非公開だ、という警察の説明は嘘だ。警察はコンピューター監視法や監視カメラ、通信傍受の拡大と秘密保全法をセットにして国民を管理することを目的していると訴える。原田氏の発言を受けた高田氏は、秘密保全法が用意する適性評価制度は組織を管理する道具となると指摘する。特別秘密にアクセスできる側とできない側と。その壁を前提として密告が奨励されるような社会になる。社会が完全に分断されるのだ、と。では私たちは今、どうしたらいいか。司会者として最低のこの質問に高田氏は、本気で秘密保全法の制定に反対するのであれば、秘密保全法を作りたい側の代表者と弁護士会の代表者が本気で討論をし、インターネットでそれを全国に配信する位でないとダメじゃないか、と檄をとばしてくださった。問われているのは私たちの覚悟なのだ。ありがとうございます。よーし、出てやろうじゃないか、討論会。

(会員 弁護士 新海聡)

秘密保全法 法案制定過程の情報開示請求から見えてくるもの

～NPO 法人 情報公開市民センターからの寄稿

当法人は、「秘密保全法の具体的な条文、省庁間の法案形成のやり取りがわかる文書」の情報公開請求をしたが、内容は全部非公開であった。この非公開処分の取消を求め、現在名古屋地裁で情報公開訴訟中である。訴訟対象は平成 23 年 8 月～平成 24 年 3 月 26 日分の法令協議に関するものであるが、その後の法令協議も情報公開請求し、平成 24 年 10 月 12 日分まで入手済みである。省庁間の協議内容はおろか、条文案の骨子・内容、条文数すら不開示である一方、訴訟の経過や開示された 5709 枚を分析したところ、以下の事実が判明した。



- (1) 名称が「特別秘密」から「特定秘密」に変更になったこと。国の準備書面で判明。名称変更は、国民によりソフトイメージを与えるためではないだろうか。
- (2) 「特定秘密」に指定された情報は情報公開法 5 条 3 号、4 号該当情報となり、情報公開法の対象外となるものではないとのこと（被告国の準備書面。「行政文書」から特定秘密がはずされる、というのではなさそうだ。）。
- (3) 当初は平成 24 年 2 月には国会提出予定だった。
- (4) 平成 24 年 4 月には逐条解説案、用例集案、平成 24 年 5 月には参照条文集案まで完成している。法律案はこの時期にはほとんど完成していると見られる。
- (5) 内閣官房内閣情報調査室が平成 23 年 9 月から平成 24 年 10 月 12 日までに、延べ 47 回も内閣法制局に法案等資料を持ち込み、審議している。
- (6) 各省庁の文書での質問の多くは平成 24 年 5

月ごろまでに終わり、その後はほとんど質問していない。これも法律案が平成 24 年 5 月にはほぼ完成している証拠である。

- (7) 秘密保全法を所管する内閣情報調査室に文書で最も多く質問しているのは警察庁の 28 回であり、外務省の 17 回、防衛省の 12 回と続く。

警察庁との協議回数が多いのはそれだけ警察庁がこの法案制定に熱心だからである。ちなみに、防衛・外交情報については自衛隊法、MDA 法（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法）や刑事特別法で漏えいを厳しく処罰している。

この事実が明らかにするのは、今回の秘密保全法が目指すのは、③公共の安全と秩序の維持に関する情報を厳しく管理しようとしているという点である。これが警察庁が立法化に熱心な理由ではないか。因みに、昭和 60 年に国会提出された国家秘密法案にはこれがない。法案を検討している内閣情報調査室には、警察庁キャリアが大勢出向している。近年、警察が保有する情報の流出や、裏金問題や違法捜査に関する内部告発などがあった。秘密保全法とは、公共の安全と秩序の維持情報（主に警察情報、原発情報なども含む可能性あり）を、日米同盟情報レベルで防御するだけでなく、調査・監視しようとする市民・マスコミを徹底的に監視し、刑罰の威嚇をもって対応するものだと言える。

- (8) 「適性評価制度と適格性確認制度の比較」が作成されている。平成 24 年 8 月 21 日作成。法律に基づかない現行の「適格性確認制度」のあらましが若干判明した。秘密保全法における「適性評価制度」については全て非公開。
- (9) 「報告書に対する日弁連の指摘事項と本法における対応等」が作成されている。

平成24年8月24日作成。本法における対応等は全て非公開で、市民・国民と対話をして法律を作ろうという気がない。

(10) 協議項目名すら非公開の文書については、国会・裁判所を本法の対象として検討している可能性が高い。国会議員や裁判官まで秘密保全法の適性評価制度の対象となる可能性が高い。

内閣情報調査室が内閣法制局に持ち込んだ資料を分析したところ、最も多いのが、「適正評価と思想・良心及び信教の自由との関係について」「適正評価と法の下での平等との関係について」

の17回であり、本法案が憲法に抵触するおそれがあることを立法担当者が十分承知していることがわかる。また、「刑事裁判手続における特別秘密の立証方法について」が13回と続いて多く、憲法82条の裁判公開の原則と秘密保全法との兼ね合いについて多く議論していることも判明した。

★上記、非公開になった文書や分析結果、訴訟通信は市民センターのwebに掲載している。
<http://www.jkcc.gr.jp/menu6.html>



↓ 開示された、「適性評価制度と適格性確認制度との比較」

機密性2情報		性評価制度と適格性確認制度との比較		12/08/21 内訓内検討済み
機密保全法制法令協議 H24.8	適性評価制度		適格性確認制度	
			概要	備考
根拠	<ul style="list-style-type: none"> ○特別秘密の保護に関する法律(案) ○特別秘密の保護に関する法律施行令(案) 		<ul style="list-style-type: none"> ○カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針(カウンターインテリジェンス推進会議決定) ○秘密取扱者適格性確認制度の実施に関するガイドライン(カウンターインテリジェンス推進会議承認) ○秘密取扱者適格性確認制度実施規程(各行政機関が作成) ○国の行政機関の職員 <ul style="list-style-type: none"> ・特別管理秘密の取扱いが見込まれることとなった者 	※1 適格性確認は、任命権者である行政機関の長等による特別秘密を取り扱う官職への職員の任用に関して任命権者の権限の範囲内で実施している。
対象			○特別職の国家公務員(自衛隊員を除く。)は対象外	
実施権者			○国の行政機関の長が指定した者	
調査事項				※2 適格性確認は、職員の任用に関して任命権者の権限の範囲内で実施しているものであり、また、対抗措置を講じられるおそれがあることを考慮し、調査事項は公表していない。 ※3
情報収集の方法			<ul style="list-style-type: none"> ○人事管理情報 ○上司・人事担当課に対する質問 ○本人に対する面接を実施 	※4 職員の任用に関して任命権者の権限の範囲内で、主として人事管理情報を用いて適格性確認を実施することから、その実施に当たり必ずしも職員の同意を得ていない。
同意の取得	必須としない			
照会権限	法律に規定はない			
結果の通知	通知しない			※5 適格性確認は、職員の任命に関して任命権者の権限の範囲内で実施しているものであり、適格性の有無の判断の結果や理由を通知することとはしていない。
理由の通知			行政機関個人情報保護法第8条第1項・第2項の規定による(正当な理由があれば第三者に提供することは妨げない。)	※6
個人情報の利用・提供の制限				主として人事管理情報を用いることから、左記のとおり行政機関個人情報保護法の一般則により個人情報を保護することで足りると考えられる。
不利益取扱いの禁止			○一般職の国家公務員、自衛隊員については、国家公務員法・自衛隊法の規定により担保されている	※7 一般職の「国家公務員・自衛隊員」について不利益取扱いを禁止する旨を「基本方針」等に確認的に規定する必要性が乏しい。

イベント情報 (他団体含む)

- ★9/7(土)13:00~8(日)12:30
第20回全国市民オンブズマン京都大会
@龍谷大学深草キャンパス(京都市)
- 9/7(土)16:30-18:00 警察分科会
「監視社会と警察」原田宏二氏(元北海道警釧路方面本部長、市民の目フォーラム北海道)
- 9/8(日)10:40~11:00
秘密保全法の概要と情報公開訴訟報告
全国オンブズ20年の活動のアセスメント
発表者:新海聡弁護士
- ★9/11(水)19~21時
秘密保全法の今後の運動について拡大会議
@名古屋第一法律事務所
- ★9/17(火)12~13時
「秘密保全法に反対する愛知の会」宣伝
@栄バスターミナル前
- ★10/1(火)12~13時
「秘密保全法に反対する愛知の会」宣伝
@栄バスターミナル前

会員募集中!

秘密保全法に反対する愛知の会では、秘密保全法に反対する仲間を大募集しています!会員の方には、企画のお知らせや極秘通信をお届けします。当会の活動—チラシや極秘通信、展示物の作成・配布、学習会の企画など—は、すべて会費とカンパのみで行っています。カンパによるご支援も大歓迎です!

入会希望・カンパ希望の方は、当会まで年会費(個人1口1000円、団体1口3000円)をお振り込み下さい。

【振込先】

郵便振替口座 00840-3-214850

「秘密保全法に反対する愛知の会」

編集後記

米国NSAの監視活動と 日本版NSCと秘密保全法

今年6月、元CIA職員のエドワード・スノーデン氏による内部告発で、米国のNSA(国家安全保障局)という国家機関による監視活動の片鱗が明らかとなった。スノーデン氏の告発に先立つ5月には、米司法省がAP通信記者の通話記録を入手していた事実も報道されていた。日本に住む私たちの多くは、米国の国家機関が米国内外の個人の電話やメールなどインターネット通信の内容を傍受し、膨大な情報を収集し個人を監視している実態、そしてそうした監視行為を平然と開き直る大統領の姿に、愕然としただろう。多かれ少なかれ、「まさか国がそこまで…」という淡い期待を自分が抱いていたことに気づかされたわけだ。

私たちは、今、秘密保全法という形で、その考えの甘さにつけ込まれようとしている。

秘密保全法は、「日本版NSC」とセットだ。内閣が中心となり「安全保障」の対策を立てるためとし、従来からの情報収集機関である公安調査庁や警察庁、防衛省や外務省、経産省等により、平素から、国内外の「情報」を集めようというのが「日本版NSC」。近年の日本政府の「安全保障」のとらえ方は広く防衛・外交・非国家組織への対応に及び、そうして集めた情報や「誰のどんな情報をどう集めているか」を、重罰をもって隠すため、また監視活動を行う法的根拠として必要なのが、秘密保全法だ。日本でもスノーデン氏のような内部告発者を重罰に処すのか、が問われている。

今、テレビやインターネットの中で報じられている「アメリカの出来事」は、決して他人事ではない。

(編集長 弁護士 矢崎暁子)